

窮 2 日 5 月 4 日 (月)

自由論題 A 会場 午前

同志社大学 植 田 宏 文

その 3 イギリス

1997 年 5 月に発足したブレア政権は、就任後まもなく相次いで金融政策運営制度の改革を打ち出すとともにイングランド法改正に着手した (1998 年上半期に国会で可決される見込みである)。同法案の顕著な特色は、(1) 金利決定権限を従来の大蔵大臣からイングランド銀行に与えること、(2) 銀行監督権限をイングランド銀行から第 3 者機関である FSA (金融サービス機構, Financial Service Authority) に移行させること、である。金利決定と銀行監督の両面における改革は、1986 年の証券業の「ビッグバン」に対して「第 2 のビッグバン」とも称されている。

本報告の目的は、イングランド銀行法改正内容について旧法と比較検討しながら以下の点を明らかにしていくことである。(A) 金利方法については、すでに 1997 年 6 月より新法に基づいた決定方法が採用されている。従って、この時期を境に金利決定権限が大蔵大臣からイングランド銀行に移ったことで金利の決定に大きな変化がみられるか否かを検証する。(B) 従来、証券・投資業を監督していた SIB (証券投資委員会, Securities and Investment Board) に銀行監督権を加えさせ改組拡充した新 SIB すなわち FSA が金融業務全般の監督を行うようになる。銀行監督権限が中央銀行から第 3 者機関に移行される背景にはどのような要因が存在したのか、幾つかの公聴会の答申等の経緯と絡み合わせながら考察し評価する。

イングランド銀行は、300 年余の歴史を有し「中央銀行の模範」として高い名声を得ているが、法的側面における政府からの独立性に関しては先進国の中でも著しく低い位置にある (AleSina and Summers (1993) 等)。そこで、1990 年代を中心に金利決定方法を法的側面のみならず実際の金利決定プロセスを吟味することによって、イングランド銀行の政府からの独立性を政策決定の際の運営面から検証する。イングランド銀行総裁が政策助言をし、大蔵大臣が金利の最終決定を下す月例金融会議の議事録要旨が 1994 年 1 月より公表されている。この議事録要旨においてイングランド銀行が金利決定時に、かなりの影響力を有していると同時に政策決定プロセスが明確化されしている (Accountability) ことから、法的独立性では実際よりも過小評価されている傾向があることを論じていく。さらに 1997 年 6 月以降、金利決定権がイングランド銀行内の金融政策委員会に移されてからは、以前に増して反インフレーション政策を目指していることを確認し、制度改革が金利決定判断に与えている影響を議論する。また政策ターゲットとしてインフレーションを採用していることの功罪を考察したい。

銀行監督権移行の背景については、過去のイギリスの銀行監督体制及び信用秩序維持政策の事例を検証する必要がある。公認会計士と協力した銀行審査方法を具体的に考察した後、FSA への移行の理由として、(A) 銀行監督と最後の貸し手としての機能を同一機関が有していることから生じるモラル・ハザードの影響度が強いこと、(B) 英国における

各金融機関の多業務化が急進展していることから、監督行政の効率性を図るために銀行・証券・保険・投資業の監督一元化が必要となった、ことを議論する。